

# 平成28年度 上勝中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止のための基本的な方針

### (1) いじめに対する基本理念

～いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)基本理念～

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒が学校教育活動全体を通して生活し、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響等いじめの問題に対して児童生徒の理解を深める。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、家庭地域住民その他の関係者の連携の下、社会を挙げていじめ問題を克服することを目指す。

### (2) いじめの定義

～文部科学省平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成25年5月)及び「いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)」より～

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

～いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処・地域や家庭との連携・関係機関との連携～

- 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めること。  
早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保すること。組織的な対応を行うこと。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ること。
- 学校関係者と地域、家庭と連携すること。  
学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築すること。
- 十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくこと。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- (ア) いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に努める。
- (イ) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自尊心など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- (ウ) いじめの問題への取組の重要性について、保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

#### ② いじめの早期発見

##### (ア) いじめの調査

いじめの早期発見のため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年間3回（各学期1回）実施する。

##### (イ) いじめ相談の体制

生徒及び保護者がいじめに対する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・電話相談窓口等の周知

##### (ウ) 生徒観察の徹底

- ・休み時間・授業中・昼休み・保健室での関わり
- ・ふれあい活動（パトロール）を徹底し、常に教師が生徒とともにいる状況をつくる。

##### (エ) 個人面談の実施

- ・担任・副担任との定期・不定期の個人面談の実施
- ・スクール・カウンセラーと全校生徒による、個人面談の実施

##### (オ) 保護者との連携

- ・個人面談での聴き取り
- ・平時よりの関係づくり

##### (カ) 生徒指導部会での共通理解

- ・月1回生徒指導部会を行い、情報交換を行う。
- ・職員会で全職員による共通理解（同一歩調）

##### (キ) いじめの防止等のための資質向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### ③ インターネット、SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、インターネット・SNS等を通じて発信された情報の特性を踏まえて、インターネット、SNS等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル講習等を行う。
- ・技術科の授業を中心に、コンピュータやタブレット使用時の注意点やモラルを徹底した上で、授業で機器を活用する。

## (2)いじめ防止等に関する措置

### ① 「いじめ問題等対策委員会」の設置

いじめの防止等を効果的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

#### 〈構成員〉

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，担任，スクールカウンセラー

#### 〈活 動〉

##### □問題発生時

- ・ **緊急いじめ対策会議**の開催
- ・ 緊急性，重大性の判断
- ・ 情報の確認，情報収集
- ・ 役割分担の明確化
- ・ 対応方針の決定

##### □平常時

- ・ 年間指導計画，マニュアルの作成
- ・ 実態把握（調査）計画
- ・ 校内研修の立案
- ・ 保護者，地域への啓発・連携
- ・ 関係機関との連絡調整

### ② いじめに対する措置

- (ア)いじめ(いじめと思われる事案)を認知したときは，直ちに毅然とした態度で，その行為をやめさせ，指導する
- (イ)すべての教職員は，いじめ(いじめと思われる事案)を認知したときは，直ちに管理職・生徒指導主事に報告する。
- (ウ)校長はいじめ(いじめと思われる事案)を把握した場合は，**いじめ問題等対策委員**による，**緊急いじめ対策会議**を直ちに開催する。

#### <注意事項>

- ※1 事案がいじめかどうかを，まず判断するのは，発見した教職員個人ではない。**緊急いじめ対策会議**において，**いじめ問題等対策委員**が判断する。
- ※2 しかし最終的に，いじめかどうかを判断するのは，いじめられた本人と保護者である。
- ※3 いじめが疑われる事例が起こったときの報告順

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒指導→校長→対策会議の開催</li><li>・ 生徒指導不在時は校長→対策会議の開催</li><li>・ 生徒指導・校長不在時はまず教頭→対策会議の開催</li></ul> |
|--|

(エ)指導は組織的対応で行う。

- ・ 被害者対応
- ・ 加害者対応
- ・ 保護者対応
- ・ 集団(学級・学校・部活動など)対応

(オ) 事案によっては関係機関との連携を図る。

- ・徳島中央こども女性相談センター児童相談所(088-622-2205)
- ・小松島市青少年健全育成センター(0885-32-1398)
- ・上勝町教育委員会
- ・スクールカウンセラー

(カ) 被害者の心のケアを図る。

- ・担任
- ・スクールカウンセラー
- ・養護教諭等

### ③ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどを育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行う。

### ④ 生徒の主体的な活動の推進

生徒会において、校内におけるいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、お互いに悩みを聞き合う活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

### ⑤ いじめ防止等の対策のための組織づくり

全教職員が、生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する。また、心理カウンセラーや福祉の専門家、その他教育関係者の活用を推進する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大な事案が発生したことを、上勝町教育委員会へ速やかに報告し、逐次情報の更新をする。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 管理職及びいじめ問題等対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者、教育委員会に対し、事実関係その他をまとめ、報告する。

オ 状況によっては、徳島中央こども女性相談センター児童相談所、小松島市青少年健全育成センター、小松島警察署との連携を図る。